

富山県工業技術センター研究評価実施要領

(研究評価の目的)

第1条 工業技術センターにおける研究開発の公平性、客観性、透明性を確保し、効率化・活性化を図り、地域、県民のニーズ、時代の要請に即した、より優れた研究成果を上げるため、富山県試験研究機関研究評価の実施に係る指針に基づき、公正、適切な研究評価を実施する具体的な方法について定める。

(研究評価委員会)

第2条 研究課題を評価するため、工業技術センターに、研究課題内部評価委員会（以下「内部評価委員会」という）と研究課題外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という）を設置する。

2 内部評価委員会と外部評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、それぞれ別に定める。

(研究評価委員の責務)

第3条 内部評価委員と外部評価委員は、評価にあたって厳正な評価を心がけるとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(評価対象)

第4条 工業技術センターで実施される研究課題は、原則として全て内部評価委員会での評価対象とする。

2 工業技術センターで実施される重要な研究課題については、外部評価委員会での評価対象とする。

3 前項の重要な研究課題は、工業技術センター所長（以下「所長」という）が決定する。

(評価方法)

第5条 研究評価委員会において、次の各号の評価項目について、5段階に評価し、研究課題の評価点数を算出する。

1) 事前評価

次年度に実施を予定する研究課題について評価する。

- (1) 必要性（新規産業の創出、地域産業の高度化、企業の技術支援、行政ニーズ）
- (2) 新規性・独創性
- (3) 目標達成の可能性
- (4) 推進体制の妥当性
- (5) 期待される効果

2) 中間評価

研究期間が2年以上の研究課題について、その進捗状況と次年度の計画を評価する。

- (1) 計画の進捗度
- (2) 目標達成の可能性
- (3) 期待される効果

また、次年度の計画を評価する場合は、事前評価の項目とする。

3) 事後評価

研究期間の終了した研究課題について評価する。

- (1) 目標の達成度
- (2) 研究成果の有用性
- (3) 地域への貢献度・波及効果

4) 追跡評価

研究成果の一般への普及を目指した研究で県産業に影響があると考えられるもの、又は、事後評価だけでは評価が不十分な研究開発課題について、研究期間の終了後適当な時期に評価する。

- (1) 地域への貢献度・波及効果
- (2) 発表・展示会等の実績

(評価結果の取り扱い)

第6条 所長は、内部評価並びに外部評価の結果を踏まえ、研究課題の採択や継続に反映させるとともに、試験研究費や人材等試験研究資源の配分の見直し、財源の確保など、効率的な研究開発の推進や研究員の研究意欲の向上に努める。

2 所長は、一連の評価終了後可及的速やかに外部評価委員会の研究評価結果を公表する。

3 ただし、関連資料のうち、個人情報、又は企業情報の保護、知的所有権の取得等、機密の保持が必要なものは公表しない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、研究評価の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月12日から施行する。

富山県工業技術センター研究評価実施要領運用細則

1 目的

この細則は、富山県工業技術センター研究評価実施要領に基づき、研究課題評価を円滑に実施するため、その運用について定める。

2 評価の対象

要領第4条3号の研究課題として、内部研究評価委員会が次の項目を踏まえ評価対象課題の案を作成する。

- 1) 研究資源をより多く投入する課題、投入した課題を優先する。
- 2) 外部評価委員の評価や助言により、研究の質の向上や成果の普及促進など大きな効果が期待できる課題を優先する。
- 3) 内部評価委員会での意見が分かれた課題を優先する。

3 評価の方法

- 1) 研究課題の評価項目ごとに、次の判断基準により5段階の評価点を与える。
 - (1) 5点：極めて優れている
 - (2) 4点：優れている
 - (3) 3点：普通
 - (4) 2点：改善すべき点が多い
 - (5) 1点：劣っている
- 2) 各評価項目の評価委員の平均値を合計し、研究課題の評価点数とする。
- 3) その他、提言や助言を所見に記入する。
- 4) 評価委員会は、評価結果を取りまとめ、所長に具申する。

4 評価結果の判断

評価結果を受けて、工業技術センター所長（以下「所長」という）は、次の各号の基準を目安に、委員の提言や意見を踏まえ最終的な扱いを決定する。

- 1) 事前評価（25点満点）
 - (1) 評価点数が20点以上の研究課題は、実施すべき研究とする。
 - (2) 評価点数が10点以上20点未満の研究課題は、指摘事項を反映させ実施すべき研究とする。
ただし、委員長が必要と認めるときは、取りやめについて協議することができる。
 - (3) 評価点数が10点未満の研究課題は、取りやめるべき研究とする。
 - 2) 中間評価（15点満点）
 - (1) 評価点数が12点以上の研究課題は、研究継続とする。
 - (2) 評価点数が6点以上12点未満の研究課題は、指摘事項を反映させ研究継続とする。
 - (3) 評価点数が6点未満の研究課題は、評価年度を持って終了とする。
- また、内部評価において、次年度の計画を評価する場合は、事前評価と同様の基準とする。

3) 事後評価 (15 点満点)

- (1) 評価点数が 12 点以上の研究課題は、評価 A とする。
- (2) 評価点数が 6 点以上 12 点未満の研究課題は、評価 B とする。
- (3) 評価点数が 6 点未満の研究課題は、評価 C とする。

4) 追跡評価 (10 点満点)

- (1) 評価点数が 8 点以上の研究課題は、評価 A とする。
- (2) 評価点数が 4 点以上 8 点未満の研究課題は、評価 B とする。
- (3) 評価点数が 4 点未満の研究課題は、評価 C とする。

5 評価時期

外部評価委員会は、予算要求まえに開催する。また内部評価委員会は、原則として次の各号により開催する。

- 1) 事前評価 8 月
- 2) 中間評価 6 月、 8 月
- 3) 事後評価 6 月
- 4) 追跡調査 6 月

6 提出書類

各研究所所長およびプロジェクト担当責任者は、以下の各号の書類を、事務局に提出する。

- 1) 事前評価 次年度研究計画概要書
- 2) 中間評価 直近の研究計画概要書、研究 (中間) 報告概要書、研究報告、次年度研究計画概要書
- 3) 事後評価 直近の研究計画概要書、研究 (終了) 報告概要書、研究報告
- 4) 追跡調査 研究 (追跡) 報告概要書、研究報告

外部評価委員会では、上記以外に関連補足資料を提出する。

7 その他

その他、この細則に関し必要となる事項については、所長が定める。

附 則

この細則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 9 月 12 日から施行する。

富山県工業技術センター外部評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、富山県工業技術センター研究評価実施要領第2条2項の規定に基づき、外部評価委員会の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(委員等の選任)

第2条 委員および委員長は、県庁組織外部から十分な評価能力を有しかつ公平な立場で評価を実施できる産学官の有識者や専門家から、工業技術センター所長が選任し委嘱する。

(構成)

第3条 外部評価委員会は、委員8人以内で組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、外部評価委員会委員の互選により定める。

2 委員長は、外部評価委員会の議長となり会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 外部評価委員会は、必要に応じ委員長または工業技術センター所長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員の同意を得て、委員以外のものから意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 外部評価委員会の事務局は、企画管理部企画情報課におく。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、外部評価委員会の運営等に必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

富山県工業技術センター内部評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、富山県工業技術センター研究評価実施要領第2条2項の規定に基づき、内部評価委員会の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 内部評価委員会は、委員長と委員で構成する。

2 委員長は、工業技術センター所長とする。

3 委員は、課長職以上の職員をもって充てる。

(委員長)

第3条 委員長は、内部評価委員会の議長となり会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 内部評価委員会は、委員長が招集する。

2 内部評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。

3 内部評価委員会には、必要に応じ、研究の立案者、研究の主務者の出席を求め、意見を聞くものとする。

4 委員長は、緊急を要すると認めるときは、書面審議をもって内部評価委員会に代えることができる。

(事務局)

第5条 内部評価委員会の事務局は、企画管理部企画情報課におく。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、内部評価委員会の運営等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。